

○山口県介護福祉士修学資金貸付規則

平成五年七月十三日  
山口県規則第五十二号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則をここに公布する。

山口県介護福祉士修学資金貸付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、社会福祉施設等(救護施設、更生施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、短期入所を行う施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、隣保館、指定居宅サービスに該当する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設、第一号通所事業を行う施設、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)に規定する施設、療養病床その他の知事が定める病床を有する病棟若しくは診療所、労災特別介護施設、在宅重度障害者通所援護事業を行う施設、知的障害者通所援護事業を行う施設、身体障害者自立支援事業を行う施設、日中一時支援事業を行う施設又は地域福祉センターをいう。以下同じ。)及び在宅福祉事業等(居宅介護を行う事業、重度訪問介護を行う事業、同行援護を行う事業、行動援護を行う事業、療養介護を行う事業、生活介護を行う事業、自立訓練を行う事業、就労移行支援を行う事業、就労継続支援を行う事業、共同生活援助を行う事業、指定居宅サービスに該当する訪問介護、訪問看護又は訪問入浴介護を行う事業、第一号訪問事業、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護又は介護予防訪問入浴介護を行う事業、指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は複合型サービスを行う事業、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、移動支援事業、生活サポート事業、訪問入浴サービス事業その他知事が定める介護事業をいう。以下同じ。)における介護福祉士(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)第二条第二項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。)の充実に資するために行う介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(平九規則八二・平一一規則五一・平一二規則一三六・平一三規則一二一・平一六規則一六・平一七規則一三六・平一九規則一・平二〇規則七八・平二四規則六・平二七規則五七・平三〇規則七九・令二規則四二・一部改正)

#### (貸付け)

第二条 知事は、介護福祉士養成施設(法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は知事の指定した養成施設をいう。以下同じ。)に在学する者で、将来県内の社会福祉施設等(県外の国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第二項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設(整肢療護園及びむらさき愛育園に限る。)、国立ハンセン病療養所その他社会福祉施設等で知事が指定するものを含む。以下同じ。)又は在宅福祉事業等において介護福祉士として介護等(法第二条第二項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務に従事しようとするものの申請により、その者に無利子で修学資金を貸し付けることができる。

2 修学資金は、貸付けの決定に係る月から介護福祉士養成施設を卒業する日の属する月までの間、毎月、月額五万円を貸し付けるものとする。ただし、前項の者から申請があったときは、貸付けの決定に係る月及び介護福祉士養成施設を卒業する日の属する月については、当該月額に二十万円を加算した額を貸し付けることができる。

3 前項の場合において、第一項の者が、申請時に生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯(これに準ずる世帯を含む。)に属する者で介護福祉士養成施設に在学するものであるときは、前項の月額は、当該月額に生活保護法による保護の基準を定める等の件(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号)の規定による額を加算した額とすることができる。

(平一一規則五一・平一二規則一三六・平一二規則一六五・平二〇規則七八・平二七規則五七・令二規則四二・一部改正)

#### (貸付けの申請)

第三条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、介護福祉士修学資金貸付申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に申請しなければならない。

- 一 介護福祉士養成施設の長の推薦書
- 二 その他知事が必要と認める書類

(平二〇規則七八・平二四規則六・平二七規則五七・一部改正)

#### (連帯保証人)

第四条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人一人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。
- 3 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は、その未成年者の親権者又は後見人(以下「親権者等」という。)でなければならない。ただし、親権者等のうちに連帯保証人としての要件を満たす者がいないときは、この限りでない。  
(平二七規則五七・一部改正)

(貸付けの決定)

第五条 知事は、第三条の規定による修学資金の貸付けの申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金の貸付けの申請をした者に通知する。

(貸付けの方法)

第六条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに当該年度分に係る介護福祉士修学資金交付申請書(別記第二号様式)に保証書(別記第三号様式)を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 修学資金の貸付けを現に受けている者(以下「修学生」という。)で引き続き修学資金の交付を受けようとするものは、毎年三月三十一日までに、翌年度分に係る介護福祉士修学資金交付申請書に保証書を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 保証書には、連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。  
(平一一規則五一・一部改正)

(届出等)

第七条 修学生は、毎年四月十五日までに学業成績表を知事に提出しなければならない。

- 2 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出書(別記第四号様式)に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、第六号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。
  - 一 退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、又は卒業したとき。
  - 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 三 第十一条第一項の規定により据置期間を設けた場合にあつては、同項各号に該当しなくなったとき。
  - 四 介護福祉士養成施設を卒業した日(第十一条第一項の規定により据置期間を設けた場合にあつては、当該期間が満了した日。第十二条において同じ。)から一年以内に県

内の社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として介護等の業務に従事したとき。

五 前号に該当する者が県内の社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として介護等の業務に従事しなくなったとき。

六 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があったとき。

3 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに前項の届出書に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

#### (報告)

第八条 修学資金の貸付けを受け終わった者は、毎年四月十五日までに、県内の社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として介護等の業務に従事している状況を従事状況報告書(別記第五号様式)により知事に報告しなければならない。ただし、貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第二条の二の規定により修学資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(平一九規則一・一部改正)

#### (連帯保証人の変更)

第九条 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書(別記第六号様式)に変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添えて知事に申請し、その承認を得なければならない。

(平一一規則五一・一部改正)

#### (貸付けの取消し等)

第十条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

一 退学したとき。

二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消したときは、直ちにその旨を書面により当該修学生又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

- 3 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。
- 4 知事は、修学生が正当な理由がなく、第七条第一項に規定する期限の到来前に同項の学業成績表を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

#### (据置期間)

第十一条 知事は、修学資金の貸付けを受け終わった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、当該修学資金について一年を超えない範囲内の据置期間を設けることができる。

- 一 社会福祉士養成施設(法第七条第二号又は第三号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は知事の指定した養成施設をいう。)に在学しているとき。
- 二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 前項の規定による据置期間の設定を受けようとする者は、介護福祉士修学資金据置期間設定申請書(別記第七号様式)に同項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事が定める期日までに知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による据置期間の設定の申請があったときは、その内容を審査の上、据置期間を設けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該据置期間の設定の申請をした者に通知する。

(平一二規則一六五・平二〇規則七八・平二七規則五七・一部改正)

#### (返還)

第十二条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間内に返還しなければならない。

- 一 第十条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設を卒業した後、死亡したとき(条例第二条の二第一項第三号に該当するときは除く。)
- 三 介護福祉士養成施設を卒業した日から一年以内に県内の社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として介護等の業務に従事しなかったとき。
- 四 県内の社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として介護等の業務に従事しなくなったとき(条例第二条の二第一項第三号に該当するときは除く。)
- 2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、修学資金の貸付けを受け終わった者が同項各号に該当することとなった日から二週間以内に、介護福祉士修学資金返還明細書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、修学資金を返還しなければならない者が前項に規定する期間内に同項の介護

福祉士修学資金返還明細書を提出しないときは、その者に対し、修学資金の返還について、その返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

- 4 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払の方法によるものとする。ただし、その返還期限を繰り上げて返還することを妨げない。

(平一二規則一三六・平一九規則一・平二七規則五七・一部改正)

#### (遅延利息)

第十三条 修学資金の貸付けを受け終わった者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

#### (返還の債務の免除の申請等)

第十四条 条例第二条の二の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、介護福祉士修学資金返還免除申請書(別記第九号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により修学資金の返還の債務の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金の返還の債務の免除の申請をした者に通知する。

- 3 条例第二条の二第二項の規定による修学資金の返還の債務の免除の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 条例第二条の二第二項第一号に規定する従事期間(以下「従事期間」という。)に相当する月数に六十分の一を乗じて得た数

二 離職後二年以内に介護福祉士養成施設に入学した者で、当該介護福祉士養成施設に入学した時に四十五歳以上であるもの 従事期間に相当する月数に三十六分の一を乗じて得た数

(平一二規則一三六・平一九規則一・平二七規則五七・一部改正)

#### (その他)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

(平九規則八二・旧附則・一部改正)

(経過措置)

- 2 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成九年山口県条例第二十八号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に県内の療養型病床群の病床により構成される病棟又は看護強化病床により構成される病棟(次項において「県内の病棟」という。)において介護福祉士として介護等の業務に従事している者(平成八年三月一日から平成九年三月三十一日までの間に介護福祉士養成施設を卒業した者に限る。)については、第七条第二項第四号の規定を適用する。この場合において、同項中「直ちに」とあるのは、「貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成九年山口県条例第二十八号)の施行の日から起算して一月以内に」とする。

(平九規則八二・追加)

- 3 改正条例の施行の際現に県内の病棟において介護福祉士として介護等の業務に従事している者(平成七年三月に介護福祉士養成施設を卒業した者で修学資金の貸付けを二年間受けたものに限る。)については、第七条第二項第四号及び第十四条の規定を準用する。この場合において、第七条第二項中「直ちに」とあるのは「貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(平成九年山口県条例第二十八号)の施行の日から起算して一月以内に」と、第十四条第三項中「得た数」とあるのは「得た数(その数が二分の一を超えるとときは、二分の一)」と読み替えるものとする。

(平九規則八二・追加)

附 則(平成七年規則第二二号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第八二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)第十二条第一項第三号及び第四号の規定は、平成八年三月一日以後に介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第一号から第三号までに規定する文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。)を卒業する者が貸付けを受けた介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)について適用し、同日前に介護福祉士養成施設を卒業した者が貸付けを受けた修学資金については、なお従前の例による。
- 3 平成七年三月に介護福祉士養成施設を卒業した者で修学資金の貸付けを二年間受けた

ものについては、前項の規定にかかわらず、改正後の規則第十二条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。ただし、平成九年三月までの分として返還を受けた修学資金は、還付しない。

附 則(平成一一年規則第五一号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一三六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則第十二条第一項第三号及び第四号の規定は、平成十二年三月一日以後に介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第一号から第三号までに規定する文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。)を卒業する者が貸付けを受けた介護福祉士修学資金について適用し、同日前に介護福祉士養成施設を卒業した者が貸付けを受けた介護福祉士修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年規則第一六五号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年規則第一二一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則第十二条第一項第三号及び第四号の規定は、平成十三年三月一日以後に介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。)を卒業する者が貸付けを受けた介護福祉士修学資金について適用し、同日前に介護福祉士養成施設を卒業した者が貸付けを受けた介護福祉士修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。



附 則(平成一六年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則(平成二〇年規則第七八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山口県介護福祉士修学資金貸付規則第一条の規定(知的障害者通勤寮、児童デイサービスを行う施設、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設並びに共同生活援助を行う事業に係る部分を除く。)は、平成十八年十月一日(適合高齢者専用賃貸住宅に係る部分にあつては、同年四月一日)から適用する。

附 則(平成二一年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第六号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号及び別記第一号様式の改正規定は、同年七月九日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸付けの決定をした介護福祉士修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成三〇年規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第四二号)  
この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

(平7規則22・平9規則82・平20規則78・平24規則6・平27規則57・一部改正)

	貸付決定番号	年度 第 号
--	--------	--------

介護福祉士修学資金貸付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり介護福祉士修学資金の貸付けを受けたいので、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請者	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	家族の状況	氏名	年齢	同居・別居の別

修学期間	介護福祉士養成施設名			
	所在地			
	入学年月日	年 月 日	卒業予定年月日	年 月 日
希望する貸付けの内容	貸付期間	年 月から	年 月間	
		年 月まで		
	貸付月額	金	円	
	入学準備金	金	円	

	就職準備金	金	円
	生活費加算月額	金	円
	貸付総額	金	円
連帯保証人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	職業		

添付書類

- 1 介護福祉士養成施設の長の推薦書
- 2 その他知事が必要と認める書類

注1 太枠内は、記入しないこと。

2 「入学準備金」欄は、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第2条第2項ただし書に規定する貸付けの決定に係る月の加算を希望する場合に記入すること。

3 「就職準備金」欄は、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第2条第2項ただし書に規定する介護福祉士養成施設を卒業する日の属する月の加算を希望する場合に記入すること。

4 「生活費加算月額」欄は、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第2条第3項に規定する加算を希望する場合に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第6条関係)

(平7規則22・平9規則82・一部改正)

介護福祉士修学資金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

印

下記のとおり介護福祉士修学資金を交付されるよう、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第6条 第1項 の規定により、関係書類を添えて申請します。

規則第6条 第2項

記

貸付決定番号	年度 第 号		
交付申請に係る年度分	年度分	年 月から	月
		年 月まで	
交付申請金額	金 円		

添付書類  
保証書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第6条関係)

(平7規則22・平9規則82・平11規則51・平27規則57・一部改正)

収入印紙はり付け欄	保証書
-----------	-----

郵便番号  
借受人 住所  
氏名

上記の者に係る下記の山口県介護福祉士修学資金貸付規則の規定に基づく介護福祉士修学資金の借入れについて、同人と連帯して債務を負担します。

記

	借受金額	
	金 円	

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
連帯保証人 住所

氏名  
ふりがな  
印

添付書類

連帯保証人の印鑑証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第7条関係)

(平7規則22・平9規則82・平14規則50・一部改正)

届出書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
届出者 住所  
氏名 印  
(電話 局 番)

山口県介護福祉士修学資金貸付規 第2項  
則第7条 第3項

の規定により、下記のとおり届け

出ます。

記

貸付決定番号	年度 第 号
介護福祉士修学資金の貸付けを受け た者	住所 氏名
事項	
内容又は理由	
備考	

注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式(第8条関係)

(平7規則22・平9規則82・平14規則50・一部改正)

従事状況報告書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
報告者 住所  
氏名 印  
(電話 局 番)

下記のとおり業務に従事していますので、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第8条の規定により報告します。

記

貸付決定番号	年度 第 号
介護福祉士の登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
従事先等	所在地
	名称
	従事している職種
従事開始年月日	年 月 日
証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 山口県知事 様 所在地 名称 長の氏名 印

注 1 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 この報告書は、毎年4月1日現在で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式(第9条関係)

(平7規則22・平9規則82・平11規則51・平20規則78・一部改正)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

本人 住所

氏名 印

(電話 局 番)

郵便番号

変更前の連帯保証人

住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、山口県介護福祉士修学資金貸付規則第9条の規定により申請します。

記

貸付決定番号	年度 第 号		
変更後の連帯 保証人	住所	電話	局 番
	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	職業
変更前の連帯保証人氏名			
理由			

収入印紙はり付け欄	保証書
-----------	-----

郵便番号

本人 住所



氏名

上記の者に係る山口県介護福祉士修学資金貸付規則の規定に基づく介護福祉士修学資金  
金 円については、同人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

変更後の連帯保証人

住所

氏名

印

添付書類

変更後の連帯保証人の印鑑証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式(第11条関係)

(平7規則22・平9規則82・一部改正)

介護福祉士修学資金据置期間設定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

印

(電話 局 番)

下記のとおり介護福祉士修学資金の据置期間の設定を受けたいので、山口県介護福祉士  
修学資金貸付規則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	年度 第 号	貸付期間	年 月
--------	--------	------	-----

			から 年 月 まで 年 月 間
据置期間の設定 の申請理由			
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 月間	
社会福祉士養成 施設	所在地		
	名称		

添付書類

介護福祉士修学資金について据置期間の設定の事由となる事実を証する書類  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式(第12条関係)

(平7規則22・平9規則82・平27規則57・一部改正)

介護福祉士修学資金返還明細書

年 月 日

山口県知事 様

修学資金の貸付けを受けた者

郵便番号

住所

氏 名

印

(電話 局

番)

連帯保証人

郵便番号

住所

氏名

印

(電話 局 番)

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の規定に基づき、貸付けを受けた介護福祉士修学資金を下記のとおり返還します。

記

貸付決定番号	年度 第 号	貸付期間	年 月から 年 月まで 年 月間		
返還総額	金 円	返還方法	月賦・半年賦		
		1回の返還額	円		
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月間	返還期日	毎月	日
				毎年	第 1 回 月 日 第 2 回 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第9号様式(第14条関係)

(平7規則22・平9規則82・平19規則1・平27規則57・一部改正)

介護福祉士修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 印

(電話 局 番)

郵便番号

連帯保証人 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり介護福祉士修学資金の返還 全部  
の債務の 一部

の免除を受けたいの  
で、

貸付金の返還債務の 第1項  
免除に関する条例第 第2項

の規定により、関係書類を添

2条の2

えて申請します。

記

貸付総額	金 円	貸付決定番号	年度 第 号	
返還すべき額	金 円	貸付期間	年 月から	年 月間
免除申請額	金 円		年 月まで	
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月間		
申請理由				

添付書類

介護福祉士修学資金の返還の債務の免除を受けようとする理由となる事実を証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。